



「生きる」教育
Education for Living

京都大学大学院教育学研究科 教育実践コラボレーション・センターE.FORUM

「『生きる』教育」プロジェクト

単元「子どもの権利条約って知ってる？」

授業用スライド(第1時)

※本授業用スライドは、別所美佐子先生はじめとする大阪市立生野南小学校（現・田島南小学校）の先生方によって開発された単元「子どもの権利条約って知ってる？」の実践を踏まえつつ、普及版として作成いたしました。作成にあたって、様々なご支援をくださった皆様に、感謝申し上げます。

※本授業用スライドは、SMBC京大スタジオにおける共同事業「貧困・格差・虐待の連鎖を乗り越える教育アプローチの研究開発と普及」（通称:「『生きる』教育」プロジェクト）の一環として作成いたしました。

第1時 子どもの権利条約ってなあに？



「権利（けんり）」って なあに？

**ふだんの生活の中で、
きいたことはないかな？**



たとえば・・・

「わたしには、～する権利（けんり）がある！」

とか、

**「こんなときは、
～の権利（けんり）をつかおうかな～。」**

とか・・・ね。

権利(けんり)とは・・・

- 自分がやりたいことが  こと。
- したくないことは、  こと。
- してほしいことは、  と言えること。
- みんな  ができること。

権利(けんり)とは・・・

- **自分がやりたいことが できる こと。**
- **したくないことは、 しなくてもよい こと。**
- **してほしいことは、「して！」と言えること。**
- **みんな 同じこと ができること。**

だれもが、

**安心して楽しく
生きていくために**

まもられるやくそく

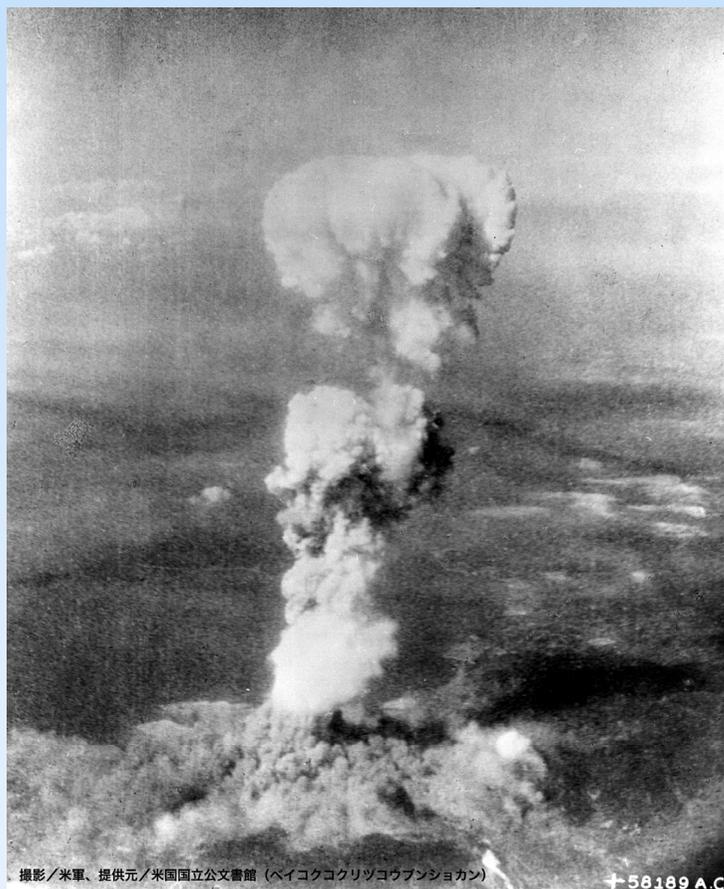
でも、

このやくそくが

まもられていなかった

時代がありました。

それは、戦争中（せんそうちゅう）です。



広島への原爆投下



日本人少年兵



日本軍隊の出征



ドイツのユダヤ人収容所

1945年 戦争（せんそう）がおわって・・・

もう二度と かなしい戦争をおこさないために

1948年 世界人権宣言（せかいじんけんせんげん）発表。

**「すべての人は生まれたときから
平等（びょうどう）であり、
同じ権利（けんり）をもっている」**

そして・・・



1948年12月10日 国際連合のかいぎのようす

©SWI swissinfo.ch、筆者：Julia Crawford、配信日：
2023/03/06 08:30、[https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/採
択75年-世界人権宣言はもう古い/48330354](https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/採
択75年-世界人権宣言はもう古い/48330354)

1989年 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

「ユニセフ」という世界中の子どもを守ろうと運動しているグループと、世界のいろいろなチームとがいっしょに話し合い、考えてできたやくそく。この年に、やっと世界中の国々からみとめられました。



子どもの権利条約が採択されたことを、ユニセフ事務局長やオードリー・ヘプバーン・ユニセフ親善大使と共に、ニューヨークの国連本部からジュネーブの国連オフィスにいる子どもに報告するボーイスカウトたち

© UNICEF/UN0279229/John Isaac/UN Photo 提供：（公財）日本ユニセフ協会

子どもの 権利条約 ハンドブック

Ver.3



「生きる」教育
Education for Living

わん
年

くみ
組

なまえ
名前

だい じょう
第 1 条

こ
子どもとは…

さい ひと こ
18歳になっていない人を「子ども」
とします。

第 2 条

差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。

だい じょう
第 3 条

こ さいこう しあわ
子どもに最高の幸せを！

こ いちばん なに
「子どもにとって、一番よいことは何か」が

だいいち かんが
第一に考えられなければならないません。

第 4 条

国の義務・責任について

国は、この条約に書かれた権理を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

だい じょう 第 5 条

ほごしゃ おや
保護者(親など)の

しどう ぞんちょう
指導の尊重

くに ほごしゃ おや いけん たいせつ ほごしゃ おや
国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親
など)は、こども こころ からだ せいちょう しどう
子どもの心や体の成長にあった指導をしなければ
なりません。

だい じょう
第 6 条

い けんり
生きる権利

そだ けんり
育つ権利

すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、
くに くに まも どりょく
国はそれを守るための努力をしなければなりません。

第 7 条

名前と国籍をもつ権利

親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、

親を知り、親に育ててもらおう権利をもっています。

だい じょう
第 8 条

じぶん じょうほう
自分についての情報を

し けんり
知る権利

くに こ じぶん なまえ こくせき かぞくかんけい し
国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ること
ができるようにしなければなりません。

第 9 条

親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。

第 10 条

ちがう国くににいても親おやに会あえる権利けんり

子どもには、はなればなれになっている親おやと会あえる権利けんりがあります。いっしょにくらせなくても、どこおしにいるのか教おしえてもらえます。また、家族かぞくがいろいろな国くにへバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国くにと国くにが相談そうだんします。

第 11 条

よその国に連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたい、自分の国にもどれなくなりたいしないようにしなければなりません。

第 12 条

自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の具合に応じて尊重されます。

第 13 条

表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の
考えや思ったことを伝えたいすることができます。ただし、ほ
かの人の権利をきずついたり、わけもなく悪者にしたりしては
いけません。

第 14 条

思想・良心・宗教の自由について

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずついたり、わけもなく悪者にしたいてはいけません。

第 15 条

グループを作りたいグループで

集まったりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。

第 16 条

プライバシーが守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。

第 17 条

子どものための情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるようにはげます。

第 18 条

保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない
場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、
保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けな
ければなりません。

第 19 条

あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあつかいを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。

第 20 条

家や家族をなくした

子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらえます。

第 21 条

新しい家族ができる権利

ほんとう おや せいかつ こ くに やくしょ しら
本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べ
うえ こ みと ほ あい あたら
た上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新
しい家族をもつことができます。

第 22 条

難民の子どもへの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども（難民となった子ども）は、ほかの国で助けられ、守られます。

難民(なんみん)について

せんそう、自然災害、でんせん病などの災難を
さけるために、いままで住んでいた土地から
にげだして、ほかの国の国境(こっきょう)を
こえて住む場所をさがしていく人たちのこと。

2023年 1億1730万人の人々が 難民として、家を離れ、国を離れて 生活することになった。



難民キャンプでくらす人々

200万人の子どもが
難民として生まれている

2018年-2023年の間で
難民として生まれた子どもの数は、
年間平均で**33万9千人**

第 23 条

障がいのある子どもの保護

心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。

第 24 条

健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎり
のことはしなければなりません。子どもは、病気やけがの
手当てを受けることができます。

だい じょう
第 25 条

し せ つ ば い
施設に入っている

こ ぼ こ
子どもの保護

びょういん し せ つ ば い こ ちりょう せ わ
病院や施設に入っている子どもは、治療や世話のしかたが
その子どもにあっているか、定期的ていきてきに調しらべてもらえます。

だい じょう
第 26 条

しゃかい ほしょう う けんり
社会保障を受ける権利

こ にかぞく せいかつ かね
子どもや、その家族が生活していくお金にこ
まっているときは、くに たす
国が助けられます。

第 27 条

人間らしい生活をする権利

子どもには、着るもの、食べるもの、住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者（親など）、国からそろえてもらう権利があります。

第 28 条

教育を受ける権利

子どもには小学校での教育を受ける権利があり、さらに
学習したい場合には、すべての子どもに対して、そのチャンス
があたえられます。

第 29 条

教育の目的について

教育とは、ひとひとの子どものステキなところをできるだけのばすものです。子どもには、自分とほかの人の権利や文化を守ること、すべての人と仲良くしたい自然を大切にしたいすることなどを、学べる権利があります。

だい じょう
第 30 条

しょうすうみんぞく せんじゅうみん こ けんり
少数民族や先住民の子どもたちの権利

しょうすうみんぞく こ とち す
少数民族の子どもや、もともとからその土地に住んでいる
ひと こ みんぞく ぶんか しゅうきょう
人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばを
たいせつ けんり
大切にすることをしています。



この人たちは？



先住民族について

むかしからその土地にすみ、自分たちの文化を持った人たち。
ほかの国からやってきた人たちによって、差別されたり、住む場所を
おいやられたりした。

今も、みえないところで差別されていることもある。
世界中で3億人いるといわれている。(2019年5月現在)

北アメリカ大陸：	ネイティブ・アメリカン
南アメリカ大陸：	インディハナ
北極圏フィンランドなど：	サーミ
アラスカ：	イヌイット
オーストラリア：	アボリジニー
ニュージーランド：	マオリ族
東アジア：	アイヌ民族

このほかにも、東南アジアやアフリカ大陸・インドなどで、たくさんの先住民族が生活している。

少数民族について

いろいろな民族が住む国では、人数が多い民族が、政治の中心となって国をつくっているが、そのほかの人数の少ない民族のことを少数民族という。

人数が少ないので、差別されたり 住む場所を
おいやられたりすることもある。

第 31 条

休み・遊ぶ権利

子どもには、勉強だけでなく、休んだり、遊んだりする権利
があります。また、自由に絵をかいたり、歌をうたったり、スポ
ーツなどをすることもできます。

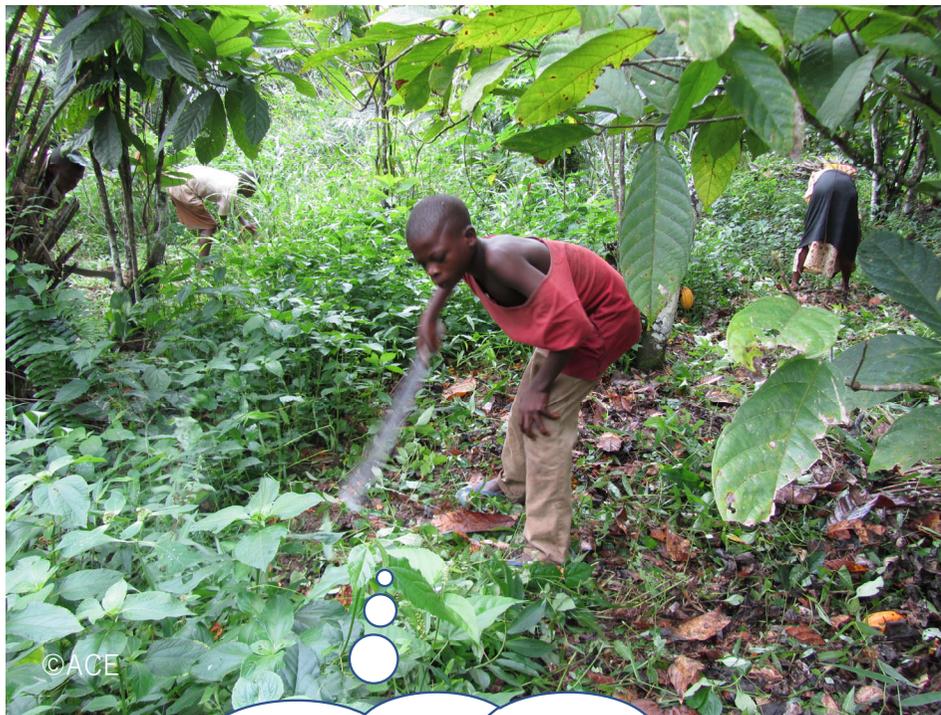
だい じょう
第 32 条

おとな はたら けんり
大人のために働かされない権利

こ はたら きょういく う
子どもには、むいやり働かされたい、そのために教育を受け
られなくなったり、こころ からだ しごと
心や体によくない仕事をさせられたいしな
いようまも けんり
いよう守られる権利があります。



この少年は
何をしているの
でしょうか？



©ACE

刃で手を切らないように
気をつけなくちゃ！



©ACE

とっても重いけど、お金を
かせぐために運ばないと……

だい じょう
第 33 条

ま や く こころ くすり つか かた
麻薬や心の薬のよくない使い方

まも けんり
から守られる権利

くに こ まやく かく ざい う か つか
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使
ったりすることにまきこまれないように、子どもをまも
らなければなりません。

だい じょう
第 34 条

まも けんり
プライベートゾーンを守る権利

くに こ じぶん
国は、子どもが自分のプライベートゾーンを
たいせつ こ まも
大切にできるよう、子どもを守らなければなり
ません。

だい じょう
第 35 条

ゆうかい じんしんばいばい
誘拐や人身売買から

まも けんり
守られる権利

くに こ ゆうかい もの うか
国は、子どもが誘拐されたり、物のように「売り買い」され
たいしないように、子どもをまも
守らなければなりません。

だい じょう
第 36 条

おとな りよう けんり
大人に利用されない権利

くに おとな こ りよう こ たいせつ
国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切
なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことか
ら、子どもをまもらなければなりません。

第 37 条

ごうもん・死刑から守られる権利

どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やい質問に
答えさせられたり、死刑にされたいしません。もし、悪いことをして
つかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けるこ
とができます。

第 38 条

戦争から守られる権利

国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていってはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはなりません。

子ども兵士

ベトナムの子ども兵士



銃を構える
アフリカの子ども兵士



第 39 条

犠牲になった子どもについて

もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をなおし、社会で生活できるように守らなければなりません。

第 40 条

子どもが罪を問われたとき

国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるように、必要なことをしなければなりません。

**子どもの権利を守るという
やくそくがあっても、
守られていない場合があったね。**

- **難民**
- **少数民族、先住民**
- **児童労働**
- **子ども兵士**



**日本で子どもたちの権利が
守られていないのはどんなとき？**



たとえば…… いじめ



どんな権利が守られたら

私たちは安心して楽しく生きられるだろう？

